

第7期 第6回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成25年7月26日（金） 午前10時～11時55分 本庁舎5階 庁議室
出席者	出席委員 12名 山谷委員、庄司委員、市村委員、岩橋委員、大澤委員、鈴木委員 武川委員、横谷委員、高橋委員、竹石委員、市川委員、五十嵐委員 区側出席 6名 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長 練馬清掃事務所長、石神井清掃事務所長

【次第】

- 1 開会
- 2 議題「更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みについて」
- 3 その他
- 4 閉会

議 事 内 容

会長

第6回練馬区循環型社会推進会議を開催したいと思います。
 本日は、4名の委員より欠席のご連絡が入っております。
 定足数16名のところ4名欠席ということですので、定足数は成立するわけですが、1名の委員も若干遅れていらっしゃるということでございます。
 まず、第5回会議の発言要旨ですが、4名の委員から訂正の申し入れがあったということで、訂正したものをお送りしていますが、ご了承いただけるでしょうか。

（はい）

会長

発言要旨につきましては、この後、ホームページに掲載される予定です。
 そして、第5回会議において、質問がありました内容等については、事務局からご説明をお願いします。

清掃リサイクル課長

清掃リサイクル課長でございます。
 初めに、第5回の会議でご審議いただきました、資料2の最初の表につきまして、訂正いたしましたものを、先日、委員の皆様にはお配りさせていただきました。
 ご質問の中で、他市区の基礎データにおきまして、多摩市、西東京市、鎌倉市のごみ量については、事業系ごみがどうなっているのかというご質問がございました。
 確認いたしましたところ、ごみ量には事業系の持込ごみが、資源量には事業系資源が含まれてございました。事業系を含めていない数量にいたしまして、リサイクル率を再計算いたしました。
 次に、前回の会議の中でご質問がありました、電気式のごみ処理機の電気代ですが、簡単に回答させていただきます。
 一般的には、生ごみ処理機の乾燥型は1か月約600円から1,000円前後になっているということでございます。また、バイオ型は1か月500円前後であろうという調査になってございますが、民間の調査と東京農業大学の調査等をあわせた資料を拝見しますと、メーカーがパンフレット等で、乾燥型だったら月々900円くらい、年間1万円くらいかかる提示があるというものを、実際に20台を使用して

調査したところ、メーカーが出したものよりも実際は高めの消費であったというような実験結果も出てございます。

この民間で調査したときに、メーカーに問い合わせをしたところ、季節ですとか、メーカーが生ごみを購入してテストをやっているときと、実際の家庭で出る生ごみでは、ごみの量や中身の成分比率が違うということで、電気代がかかる場合もあるというような回答も得ているところでございます。

会長

議題に入りたいと思います。

1、「更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みについて」ということでございます。

今回、アンケート調査を実施させていただきましたが、これは限られたこの会議の時間内では十分にご意見を表明していただける時間がなかなかとれないということで、アンケートの形で自由にご意見をいただくことも必要ということで、アンケートを実施させていただいたという趣旨であります。委員の方々からご協力いただきまして、資料として取りまとめております。

では、この資料1につきまして、ご説明を事務局からお願いいたします。

清掃リサイクル課長

資料1を用いまして、ご説明させていただきます。

こちらは諮問事項に関するアンケートということでございましたが、全委員の皆様16名にお配りいたしまして、回答数としては12名、回答率75%ということでございました。その集計結果をあらかじめ送付しております。

詳細につきましては、皆様もお目通しされているかと存じますので、ご質問であったり、既にこの中で区として取り組んでおりますことだけを抽出して、ご説明させていただきます。

まず、問1の「平成24年度の練馬区の資源・ごみ排出実態調査報告書」の内容について、ご質問をさせていただきます。

(1)では、「生ごみの減量、または紙類や繊維類を適正に分別するには、どのような方法がよいと思いますか」というご質問に対しては、啓発ですとか有料化、生ごみの減量と雑紙について、それぞれの分野でご回答をいただいております。

この中で、イの一番下の段でございますが、「日頃パンフレットその他で啓発・広報活動することにより減量をはかる」というご意見を頂戴しております。現在、清掃リサイクル分野の情報紙「ねりまの環」や区報で周知、啓発を行っております。また、町会・自治会用のコンポストのチラシを区では配布しております。それから、ご意見としては、「分別排出しやすい仕組みをつくる」というような内容もございました。

2ページをおめくりください。

生ごみの減量と雑紙につきましては、「食べ残しや食べずに捨てられる未利用食品の削減が効果的だと思います」というようなご意見も頂戴をしているところでございます。

収集方法・収集回数でございますが、サの部分で「可燃ごみの収集回数が週2回と、他のもの比べて突出しています」というような内容から、「古紙、繊維を排出しやすくする工夫が必要ではないでしょうか」というご意見も頂戴したところでございます。

(2)不燃ごみの組成割合の部分でございます。「資源可能物を適正に分別するには、どのような方法がよいと思いますか」というご質問に対しては、キの部分で、やはり「チラシやパンフレット以外に、地域で説明会などを開催し」というご意見を頂戴しておりますが、こちらにつきましては、清掃事務所の地域係で青空集会の開催ですとか、イベントなどへの出展をして、ごみの正しい分け方の説明を現状では行ってございます。

ケで、「資源化できるごみは、極力分別収集する大切さを知らせる」ということと、「効果」をよく示す」という、「必要性和効果についての周知」が必要であるというご意見も頂戴したところでございます。

続きまして、(3)の「容器包装プラスチックの組成割合では、分別不適物は37.3%です」ということで、分別不適物の内訳では可燃物の割合が大きく、「適正に分別するには、どのような方法がよいと思いますか」という設問でございました。啓発についてのイで、「チラシやパンフレット以外に」というご意見を頂戴していますが、こちらも清掃事務所で既に行われているという内容でございませぬ。また、エにつきましても、「資源ごみとして出せるかどうか、いつも迷います」というご意見に対しましては、3月に全戸配布させていただきました、「練馬区資源ごみの分け方と出し方」で、区民の方にご説明させていただいている現状がございませぬ。

その他のケの部分で、「容器包装プラスチックの資源化回収を始めて未だ数年、むしろ6割を超える水準まで来たことを褒めるべき」というご意見も頂戴しております。また、その一方で、コの部分で、「週1回の収集により、家庭では分別した容器を保管しておかなければならず、いつでも捨てることのできる環境を、費用は発生しますが、スーパー、コンビニエンスストア等に常時分別可能な収集スペースを整備してはどうか」というようなご意見も頂戴したところでございませぬ。

5ページの問2をお願いいたします。収集回収や収集方法について、ご質問をさせていただきます。

現在、練馬区では可燃ごみを週2回、不燃ごみを月2回収集しております。資源ごみは週1回回収という現状でございませぬ。これにつきましてものご意見をお伺いさせていただきました。可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック、古紙、びん・缶・ペットボトル、全て現状のままよいというご回答が一番多くございました。

ただ、可燃ごみにつきましては91.7%、不燃ごみにつきましては66.7%でございませぬので、回答の中でのパーセンテージは若干差があるという現状でございませぬ。

それから、容器包装プラスチックについては、週2回という方のお答えが2名あったということも、あわせてお伝えさせていただきます。

続きまして、(2)ごみ減量へとつながる施策の一つとしての戸別収集について、どう考えますかというご質問をさせていただきます。この中では、限定的な戸別収集の実施、それから、適正な分別につながるといったようなご意見、それから、メリットとデメリットということでのご意見を頂戴しております。それから、戸別収集に疑問というご意見もございました。

6ページの(3)でございませぬ。「現在、資源の回収は容器包装プラスチックと古紙が集積所回収、びん・缶・ペットボトルは街区路線回収、古着・古布、食用油および小型家電(9品目)は拠点回収です。資源の回収率向上のために回収場所等を見直したほうがよいと思うものはありますか」という設問でございました。回収場所の増加、回収方法について、古着・古布について、その他という部分でご意見を頂戴しております。

この中で、古着・古布につきましても、カで「古着・古布は拠点回収に加え、ひと月の内1回程度でよいので、容器包装プラスチックや古紙と同じ日に集積所回収にすれば、回収率が上がるのではないかと思います」と。「小型家電も同様」というご意見を頂戴しております。また、クのところでは、「古着・古布は、可燃ごみの収集時か容器包装プラスチックの回収時に別袋で出してはだめなのでしょうか」というご質問がございましたが、現状ですと、収集作業時に古着・古布が他のものと混ざってしまうという恐れがありますので、可燃ごみの日、または容器包装プラスチックの日で別袋で出すということにつきましては、検討が必要になると考えてございませぬ。

8ページをお願いいたします。

(4)「新たに資源として回収した方がよいと思う品目はありますか。また、どのような回収方法がよいと思いますか」というご質問でございました。

金属・小型家電回収について、ご意見をアとイという形でいただいております。アは「不燃物に混入されている、なべ・やかん・フライパン・スプーン・フォークなどを資源回収する」と。それから、イはもっと具体的で、「不燃ごみの収集回数を月2回から月1回に減らし、新たに金属・小型家電を月1回収集として起こす。小型電子機器の情報漏洩対策は、排出者の自己責任での対応を原則とする」というご意見も頂戴しております。

その他のケで、「瀬戸物は資源にならないのでしょうか」というご質問がございました。こちらにつきましては、現在、練馬区としては資源として扱ってございませんが、所沢市では行政回収をしている状況もあります。

問3でございます。集団回収について、ご質問をさせていただきました。

(1)で、「現在、集団回収の品目はびん、缶、紙パック、古紙および古布です。新たに増やした方がよいと思う回収品目はありますか」というご質問に対して、行政回収と集団回収について、2つご意見を頂戴しております。その中で、「行政回収と集団回収の品目は、重複しないようにすることが効率的」とであるというご意見をいただいております。「町会の協力が得られるなら、古紙、アルミ缶、古布については集団回収に一本化し、リサイクル意識の向上、地域活動活性化、行政コスト削減につなげることが望ましい」というご意見、また、イでは、「集団回収の品目を増やすよりは、行政回収との役割分担を明確にすべきだと思います」というご意見もいただいております。

その他では、「一般家庭で不用になった調理器具」を増やしてはどうかというご意見も頂戴してございます。

(2)の「集団回収の団体登録数を増やすためには、どのような方法がよいですか」では、現在、区では登録要件として、区内に居住する10世帯以上の住民で登録をお願いしてございます。

この中で、エで、「集合住宅の管理組合などに働きかけてはいかがですか」というご提案がございしますが、集団回収の委託業務を行っている練馬区資源循環センターでは、既に働きかけを実施している現状がございします。クでは、「区内の各種団体にもっと(新たに)呼びかけるべし」というご意見もいただいております。それから、最後のサで、最後の文章ですが、「事例紹介を含めて、参考、手本になるようなものを表彰してはどうでしょうか」というご意見を頂戴してありますが、こちらは既に環境清掃推進連絡会で区としては表彰させていただいている状況がございします。

続きまして、10ページをお願いいたします。

(3)「今後さらに集団回収を推進していくためには、どのような普及啓発方法がありますか」ということで、この中では、ウで「1kg6円の報奨金を10円に引き上げることが、最も効果的」、エでは「行政回収と一体化させて、報奨金を高くすれば実施団体は増えると思います」、カでは「学校を通して集団回収の啓発を行う」というようなご意見を頂戴しております。

問4は、リサイクルを推進するには経費がかかるということで、経費のあり方についての設問をご用意させていただきました。

「地球温暖化回避のためにはしょうがない」というアのご意見や、ケでは「経費に見合わない推進は行わない方がよいと思います」というようなご意見も頂戴しているところでございます。

11ページの間5でございます。「毎日の生活や日頃の行動において、どのような3Rに関する取り組みを行っていますか」という設問でございますが、「適切な仕分けを心掛けている」というところから、具体的なことをご回答いただいております。

12ページの間6でございます。「製造事業者、販売事業者に対して、どのような要望がありますか」ということで、アでは「紙類や繊維類の適正分類に知恵を借りたい」というご意見、オやカのところでは、「容器包装プラスチック」のマークなどの表示が、どこにあるのか分かりにくいので、大きい表示としてほしい」とか、「分別が分かるマークを必ずつけてほしい」というようなご意見がありました。クでは「拡大生産者責任の考え方をもっと勉強すること」というようなご意見も頂戴したところでございます。

13ページの間7、「その他の自由意見」でございます。イでは、「戸別収集を併用して家庭ごみ有料化を実施すると、家庭系可燃ごみを20%程度減量できる」というご意見を頂戴しております。カでは、「事業系一般廃棄物についての資源化、減量化の仕組み、特に中小零細事業者の参加する仕組みづくりに、これからの区の重要な役割がある」というようなご意見をいただいております。キでは、「これからごみ減量を進めていくには、時間をかけて子どもからの教育が必要だと感じています」というようなご意見も頂戴したところでございます。

説明は以上でございます。

会長

皆様からご意見をお出しいただきたいとは思いますが、このアンケートはいろいろな質問項目が多岐にわたっておりますので、この問の順にご意見を伺うという形にしたいと思います。

まず、問1の(1)可燃ごみについての分別、(2)不燃ごみについての分別、それから、(3)容器包装プラスチックの分別です。

まず、この問1から入りたいと思います。

事務局から仕分けをしていただいております、「啓発について」、「有料化について」、「生ごみの減量と雑紙について」、「収集方法等について」、「その他」という仕分けをしていただいております。

(1)の生ごみにつきましては食べ残しをしない、それから賞味期限切れ等にならないように注意して、リデュースの取り組みが非常に重要だというご意見が多いです。水切りについても、リデュースだろうと思います。お店の方も、いろいろな取り組みができるはずではないかというような。最近では賞味期限を緩やかにしようという動きもありますね。

生ごみについては、かなり詳しく委員がいらっしゃいますので、お伺いします。

委員

一般家庭から排出される生ごみについては、生ごみなのだけけれども、例えば、かみそりの刃が入っていたりとか、いろいろと生ごみではないものが入っているという現状ありますので、その辺をどうしていくかということも課題の一つかなと思っております。

会長

その通りです。

可燃ごみについては、生ごみは非常に大きな問題です。リデュースにどう取り組むかということが非常に重要で、これを大規模な施設を整備して、資源化にもっていくのは、その次の段階だろうと思います。そういうことができれば非常にいいのですが、現状では、この密集した大都市の中で、生ごみの大規模な処理施設を整備していくのは非常に難しい話です。

例えば、光が丘の清掃工場は不要では。ごみが減ってきて、要らないというようなことになれば、そこに何らかのバイオごみの処理施設を整備するということが、将来的にはできるかもしれませんが、現状ではなかなか難しいというところです。分散型の取り組みですと、各家庭や事業所において、水切りの徹底、適量購入、適量の品ぞろえで対応していくというしかないです。ここに書かれていることも大体そういうご意見だろうと思います。

委員

生ごみといっても、一般家庭から出るものと、産業廃棄物として事業者から出るものがあります。

今日手元に配られた「できることから始めよう!」は、すばらしいパンフレットです。これを実行していただければ、もうアンケートなど必要ないです。でき上がってからで申し訳ないですが、パンフレットの左上に穴をあけるという提案をします。

実は、役所から、防災に関しても、いろいろな印刷物が配布されます。この厚さが一般の人が読める限界です。これ以上厚くなると、全部積んでおいて、その後、ごみになるのです。このパンフレットでもごみになってしまうのです。これに穴があいていたら、冷蔵庫や玄関にかけてくれるのです。そういった細かい工夫が一番大事で、啓発活動が一步一步前進する。

啓発促進と言うのは簡単ですが、現場はそんなに簡単に踊ってくれません。啓発というステージに上げること自体、上がって踊ってもらわなくては何にもならない。踊ってもらうためにちょっとした工夫ということが、今後の課題です。アンケートの答えにも出ていますが、このパンフレットに答えが出ています。

会長

生ごみの次に多い品目は、紙ということですが、古紙について、ご意見ございませんか。

ご提案としては、サヤシのあたりです。古紙、繊維を排出しやすくする工夫が必要ではないか。繊維、古布も古紙とともに収集してはどうかというようなご提案があります。シは1回だけですが、雑紙を入れる袋を配布してはどうかという全戸への雑紙対策です。そういう習慣を持っていただくという、その取っかかりとして、ご提案をされています。

雑紙袋の配付をやっている自治体も実はあります。その効果がどうであったかというところまでは把握していませんけれども、これまで雑紙の分別をされていなかった方にも取り組んでいただけたという効果はあるような気がします。

容器包装プラスチックの分別についてはいかがですか。わかりにくいというのが一番の大きな課題ではないかと思えます。

問2に入らせていただきます。

収集回数や収集方法についてのアンケートですが、意外と収集回数につきましては現状を肯定されるご意見が多かったです。ただ、不燃ごみについては、66.7%で、もう月1回でいいのではないかというご意見もあります。

それから、(2)は戸別収集です。戸別収集について、排出者責任が明確にできるので、導入する価値はあるという肯定的な意見と、やはり収集効率ということで、収集時間がかかり、コストがかかるのではないかというような消極的なご意見もあります。

戸別収集というのは、大都市のごみ排出には非常に向いている排出方法であることは、間違いありません。コストが問題になります。実際に戸別収集を導入されている自治体の調査などもしたことがありますけれども、シンクタンクなどに頼んで試算させますと、ものすごく高い金額が出てくるのが普通です。倍かかるとか、3倍かかるとか札幌市あたりで出ておりますけれども、実際に導入したところでヒアリングなどをしますと、作業量、作業時間というのはそういうふうに出るのだけれども、何らかの工夫で、組み替えを行い、このくらいに抑えた、それが例えば3割ぐらいに抑えたとか、全くコストは増加していないというような自治体もあります。要するに、シンクタンクの作業量や作業時間は、単に一定の前提において積み上げたというものであり、実際にはそこに工夫を、あるいは組み替えをすることで、導入した自治体はそれほど増えていません。それが現状です。

これから高齢化が進んでいくことを考えると、将来的には戸別収集ということも視野に入れておくことも必要ではないかと思えます。

委員

戸別収集をしたときのメリットは、その日に出すべきごみだけを外に出すわけですから、分別がきちっとした収集はできるということと、千葉県のある市で戸別収集をずっとさせていただいているのですが、ごみ収集車が収集と同時に、防犯パトロールという意味も含めて、1軒1軒回らせていただいています。先般も2回、ごみが出ていないお宅があって、作業員が変だなと思ったところ、ひとり暮らしのご老人だったのですが、中で倒れられていました。そういう場面に遭遇して、警察、消防に連絡したということもありますが、戸別収集をすることによって、そういうことも兼ねていくということを決断してしまえば、多少コストがかかってもやる効果はあるのかなということです。

生ごみの件なのですが、先般、環境省の中央環境審議会に出させていただいたときに、外国では生ごみを減らす手段の一つとして、フードバンク制度というのが今ものすごく普及しています。会長がおっしゃったように、賞味期限とか消費期限が、今、極端なので、少し延ばそうという動きが出ています。消費期限はあるけれども、賞味期限が切れてしまって捨ててしまうという場合が多いです。消費期限はあるけれども、賞味期限が切れてしまう。そういうときに、捨ててしまうのではなくて、フードバンクに寄附して、NPO法人がフードバンクをやっていることが多いので、フードバンクから例えば施設に配るとか、ホームレスの人に月1回集まってもらって配るとか、衛生上問題がない範囲で食料を配布して、捨てる生ごみを減らしていくという運動が外国ではかなり広がっています。

し、韓国では、今、社員食堂で残した場合には罰金だそうです。罰金になる企業がすごく多くなっているんで、企業から出る食べ残しの生ごみが韓国では減ってきています。やはり、国策的にやっていくことが非常に重要なのかと感じさせられました。

委員

今の委員の発言で非常に興味を持ったのは、賞味期限と消費期限です。賞味期限は切れたけれども、消費期限は残っている。これをホームレスやあるいはいろいろな施設に配るということです。これは私が海外に住んでおりました長い経験の中で、結構そういう現場を拝見しているのです。それがなぜ海外にできて、日本でできないのかと。

一つは、やはり日本人というのは無宗教なのです。海外でやっている、このような支援をしているのは、宗教系の団体が圧倒的に多いのです。したがって、海外での経験から、そういうことをもし日本で広めようと思ったら、宗教団体に対する働きかけるとそれなりに効果があるのかなと思います。日本人は無宗教ですから、どうもそここのところが出てきません。ボランティアというと、阪神淡路大震災以降の動きであるし、やはり基本になる情が違うのだということを痛感しました。

会長

社会的な基盤とか思想とか、そういう違いというのはありますね。

(3)と(4)のところですが、(3)は回収場所の見直しについてということ、(4)は新たにどういう資源品目を回収したらよいと思うかという、この会議の審議事項として非常に重要なことが問われているわけですがけれども、委員の回答を見ますと、3名くらいの方が集団回収で一元化できる品目があるのではないかと。古紙について、集団回収一元化をしている区もあるわけで、そういうことも検討したらいいのではないかという意見があります。(3)の力ですと、古布について、集積所回収にすれば、回収率は上がるのではないかと。現状ですと、拠点が中心で、集団回収で一部の町会が古布も回収されている状況で、余り回収率が上がっていないと思いますので、他自治体では、古布についても行政回収をしている自治体は結構最近が増えてきておりますので、そのあたりの提案になると思います。

(4)では、ア、イ、ウの3名の委員の方が、金属について、小型家電も含めてかもしれませんがけれども、集積所で行政が回収してはどうかという提案をされています。金属については、集団回収というご意見もあるかもしれませんが、集団回収ですと限界があるのかなという気がします。やるとすれば、やはり行政回収になると思います。1品目回収するという形で、古布を資源品目として集積所で回収する。金属につきまして、あるいは小型家電も一緒になるのかもしれませんけれども、新たに品目として回収する。

(4)のイでは、仮に金属を集めるというようなことになると、不燃ごみの中に金属がなくなるということで、恐らく現状の不燃ごみは可燃ごみの20分の1以下になっていますが、多分40分の1とか30分の1の量になりますので、月2回収集は不要になります。先ほど出てきた瀬戸物とか、ガラスとか、非常に限られたものだけになりますので、月1回あれば十分ということで、収集方法の組み替えも伴えば、十分に対応できる考えだろうと思います。

委員

先ほどの5ページの不燃ごみのところと、今の会長の不燃ごみの収集を月1回に減らしたらどうかということですが。

実はこの5ページのところをよく見ていただきたいのですが、パーセンテージで見ると、確かに、月1回でよいというのが16.7%ですが、全回答の12名のうちの2人が月1回でいいと。可燃にしても、容プラにしても、現状維持でいいと。不燃ごみだけがちょっと16.7%と異常に高い数字が出て、他は現状のままでよいということです。

これはなぜかということ、地域性があるのです。地域性ということは、要は引っ越しの度合いが高い

地域と、そうでない地域というのがありますので、簡単に月1回にしてしまうと、これは非常に危険です。特に光が丘の場合、月2回の不燃ごみの回収ですが、場合によっては臨時車を出してもらっているという現状です。月2回の現状がよいので、これを月1回にしたら大混乱が起きます。ですから、地域性もあるので、単に比率で考えないでいただきたいと思います。

委員

古布の回収についてですが、行政回収でも十分可能かと思います。ただ、古布の場合、雨に濡れたりすると、資源化するのが非常に難しくなりますので、その辺の周知徹底が行われれば、新たな品目として回収することは可能だと思います。

委員

今、発言のあった古布ですけれども、私どもの集団回収にはもう既に入っているのですが、びんは集団回収できません。幾ら頼んでも、業者はノーと言います。古布については、結構ですよと言って、受けていただいていますので、やっぱり採算性という問題もありますので、必ずしも区の回収に入れなくても、集団回収でもやっていけるというふうに思います。

会長

そうなりますと、集団回収をさらに活性化していくという話につながっていきますね。

委員

今のお答えなのですが、集団回収で、古布については業者に1キロ6円、それから、集団回収をやっている団体に1キロ6円ということなので、それぞれ努力目標としてやっていけるということなので、あえて行政回収に入れることなく、集団回収の方をPRしていけばいいのではないのでしょうか。

会長

集団回収のお話が出ましたので、問3に入らせていただいて、この集団回収について議論を深めていきたいと思います。

集団回収につきましては、(1)から(3)まで。まず、(1)の集団回収の回収品目についての質問であります。

回答を見ますと、基本的な考え方について、アとイでは、アはできれば効率化という観点から、行政回収、集団回収の品目は分けられれば一番いいというご意見です。イはかなり似たような趣旨だろうと思いますが、集団回収、行政回収の役割分担を明確にすべきだという意見です。

その下の方には、いろいろな品目を、例えば、ウのところでは金属という。金属は、私自身は行政回収でやれば一番いいかなというふうに考えております。電池を書かれた方もおられますし、瀬戸物、ペットボトルのふた、食品リサイクル、これはちょっと難しいかなと思いますけれども、ペットボトルのふたというのは、集団回収でやっているところはなく、拠点回収です。拠点に向いている回収だろうと思います。瀬戸物になりますと、これはルートをまず確保しなければいけないということなのでしょうけれども、集団回収で回収業者が集めていただける品目でもないですね。

他のアンケートとかぶっている部分もあると思いますけれども、考え方としてはアとイです。役割分担を明確にできれば、それに越したことはないかなという気がします。

(2)ですが、登録団体数を増やすために、どのような方法があるかということですが、現状、町会等が中心になって、それから、集合住宅の自治会、管理会社なども中心になってやっていると思います。練馬区の場合には、集合住宅がまだ新たにできているような状況ですので、集団回収に着手されていない集合住宅に、町会と連携しながら働きかけていくということなどが提案されています。

先ほど事務局からご説明がありましたけれども、循環センターでその取り組みはされているという

状況ですか。

清掃リサイクル課長
させていただきます。

会長
登録団体数ですけれども、最近の状況というのはどうなっていますか。増えていますか。

清掃リサイクル課長
登録団体数の方は年々増えてございます。一番最初の意識づけを始めたころから、現在ですと500団体近くにまでなっていますが、登録団体数と実施団体数とは若干の差がございます。

今年度で申し上げますと、5月の登録団体数が506団体ですが、5月に実施されたのが411団体になってございます。平成23年度末の登録団体数が449団体でございますので、確実に団体数は増えてございます。

会長
団体数が増えているということは、いい状況だろうと思います。

委員
地域の登録団体数が増えることはいいのですが、一方で、休眠化する団体もあります。なぜか。老人クラブは、過去において登録はしたけれども、高齢化が進展して、動けなくなっています。これが現実です。

そこで、登録団体の要件を少し下げまして、練馬区で事業活動をやっている団体に新たに加わってもらうことが、やはり必要ではないかと思えます。

副会長
事務局にお伺いしたいのですが、登録団体の内訳というのはわかりますか。町会が主体だと思えますけれども、それ以外で。

清掃リサイクル課長
わかります。
平成24年度の登録団体の内訳でございますけれども、集合住宅が270団体、自治会が68団体、町会が84団体、学校が35団体という内訳になっていて、老人会については4団体になってございます。

副会長
この団体の参加人数はわかりますか。

清掃リサイクル課長
世帯数をとらせていただいているのですけれども、例えば、平成24年度でございますと、通年を通しての実施世帯数が15万1,711世帯ということで、練馬区の世帯数が30万を越えてございますので、大体半数ぐらいの世帯数というようなところでございます。

会長
稼働率はかなり高いところですね。全回収資源で見ると、30%強ぐらいですね。23区の中で特に高いというところではないですね。全区でみますと、確か38%というのが全区平均ですので、ちょっとそれよりも低いという状況ですね。

委員

読売新聞とか朝日新聞の回収で、読売新聞の回収が始まったのは、確か練馬区が一番最初に始まっています。それで根づいて、うちでも朝日新聞の回収をやっていますが、特に練馬区は販売店回収が非常に盛んであって、行政回収に出てこない数字が非常に多くあるのではないかと推測されます。また、日本経済新聞についても、最近、日本経済新聞の読者を対象に販売店の回収が始まったような地域が結構ありますので、その辺の数字も出てこない数字だと思います。

委員

集団回収のネックは何かというと、人の問題と、もう一つはストックヤードの問題です。雨風に濡れてしまうと、集団回収の意味をなさなくなるということで、雨風に濡れないようなストックヤードを抱えている町会、自治会というと、今の登録団体はそれらに恵まれていると思います。集団回収をやりたくても、ストックヤードを持たない町会はかなりあります。このところをどうするかというのが、一つの大きな課題ではあります。

会長

(3)を見ますと、この集団回収をさらに推進するためには、どのような普及啓発方法があるのかということで、もうダイレクトに金銭的に、ウヤエのご回答を見ますと、1kg6円の現状の報奨金を10円ぐらいに引き上げたらという提案がありますし、行政回収と一体化させて、報奨金を高くすれば、実施団体は増えるというご意見もあります。これは確かに効き目は大きいでしょうが、財政負担が増えるところが大きな問題ではないかと思えます。

ひところ、報奨金を増やすという自治体があった時期があるのですが、現状、これを減らすような動きもあります。自治体によってまちまちだろうと思います。

いろいろなお提案がありますが、力では、学校を通して集団回収の啓発を行ってはどうかと。これなどは学校の協力が得られればということですが、他の自治体でも学校を拠点にして、集団回収を広げていく取り組みをしているところもあります。環境教育の意味も含めて、やっているのだろうと思います。

こういう取り組み例というのは、練馬区にはあるのでしょうか。

清掃リサイクル課長

学校のPTAなどで登録されていて、集団回収されているというところがございます。

会長

先ほどの老人クラブの例などもあり、高齢化して、重いものが持てなくなったのでやめたというところもあるような状況ですので、学校の児童・生徒とかPTAなどにご協力いただいて、回収活動をやっていただくというの、これからの可能性を秘めているかなという感じがします。

副会長

老人クラブの集団回収というのは、老人クラブに集まる時に皆さんが何か持ってきて回収している、あるいは老人クラブの方々が回収に回っているとか、具体的にどういう形なのでしょう。

委員

それぞれみんな違います。

副会長

町会は町会が主体でおやりになるというのは大体形ができ上がっていますが、老人クラブは高齢化でできなくなってきているということで、例えば、そういう既にあるような拠点を活用して、学校な

どが提携してやっていくことも、今後考えていく方法ではあると思います。要するに、老人クラブは老人クラブだけでやるのではなくて、町会と協力してやってもいいと思います。そういう相互に協力、提携してやるというスタイルもあってもいいのかなど。実際に私は集団回収にタッチしていないので、机上の、頭の中の考え方かもしれませんが、現実性はどうかかなと思っています。

委員

今の発言で、一つ問題があるとすれば、6円の配分です。それぞれの会がそれぞれの活動費に充てられていますので、そのところが現実には難しいのではないかなど。

会長

委員の町会では、どういう用途に。

委員

私の住んでいる棟は260世帯ぐらいですが、年間で17、8万円は報奨金の6円があります。それに対して、会費は年間6、7万円ですから、はるかに大きいです。

副会長

会の運営費に。

委員

そうです。

委員

先ほどの老人クラブと学校との提携という話ですが、集団回収とは全然関係ないのですが、例えば、幼稚園で老人クラブと交流を持つという会があったりするのは。学校もまず交流を持つために、その交流方法の一つとして、集団回収をお手伝いするという形で、地域性を深めるということもあると思います。

会長

次に、問4に入ってよろしいでしょうか。

経費の問題です。リサイクル推進経費のあり方をどう考えるかということで、いろいろなご意見が出ています。

費用対効果を考えながら、有効性の高い事業を選択するべきだという意見とか、有料化を導入し、新たな3R施策の推進を行うべきだというご意見とか、品目別、リサイクルの損益分岐点を考えておくことも必要というご意見、また、経費の事業者負担を、仕組みとしてきちんとやってはどうかというようなご意見もありますし、リサイクル技術は日進月歩なので、常に役割をきちんとして、リサイクルを推進すべきだというご意見まであります。

委員

確かにリサイクル推進というか、リサイクルで経費がかかるのですけれども、これから先のことを考えると、経費がかかってもしょうがないというか、そういうことが子どもへの教育として必要なかと思います。

会長

リサイクルには必ず経費がかかるわけで、ある程度、経費を区民が負担することはやむを得ないということですね。

練馬区の場合には、循環センターがありますので、これを最大限活用する。先ほどの金属類や古布、新たな品目についてのご意見もありましたが、練馬区の場合には対応できる可能性が非常に高いわけです。他区でもやれるかということ、必ずしもそうではないと思うのです。練馬区の場合にはリサイクルのポテンシャルが非常に高いという、この有利な状況のもとでリサイクルを最大限推進していくということだろうと思います。

委員

リサイクルの推進を初め、こういったさまざまなPRについて、啓発などで、青空集会で説明したりしていると、そういう内容をみんなが見られる動画サイトにアップすれば、必要な時に見られて、非常に便利なのではないかと思います。1回きりの説明で終わらせるのはもったいないので、何回も見られるようにした方が、経費もかからず、いいのではないかと思います。

練馬区の健康診断について、動画での紹介を、最近、練馬区が作って、今やっているところなのです。資源とごみ、リサイクルについても、経費がかからないやり方はいろいろとあると思うので、そういった活用の仕方もあるのではないかと思います。

質問ですが、このパンフレットは区のホームページで見られたりできるのでしょうか。

清掃リサイクル課長

すみません、こちらの「できることから始めよう!」というのは、小学校4年生の環境学習で使う時に、各学校の児童にお配りしているものなので、ホームページには出ておりません。「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」はホームページで見られるようになってございます。

委員

これも載せていただきたいと思いました。

会長

ちょっと戻っていただきまして、2ページの間1の(1)のところですけども、シの繊維類の分別です。「杉並区のように区の施設内にリサイクルマーケットを設置し、衣類の寄付を受付け、販売する」と。こういう取り組みは非常にいいかなと思うのです。

ある市なのですが、市役所のロビー、練馬区役所のロビーも結構広いですが、ロビーの一角にリサイクル衣類の展示ブースを設けてあります。市民の方々に、女性が多く、男性もおられて、いつも混んでいるのです。すごくいい品物が陳列されていて、その他に、環境情報などが壁にいろいろと貼ってあり、いろいろな環境情報が得られます。環境イベントの情報もわかります。非常にいいものが市民の方々から寄附されて、集まってきています。市民団体の方がボランティアで運営されているのですが、なぜうまくいっているかということ、いい品物が出てくるといふことと、場所がいいことです。市の中心にある市役所のロビーということで、場所はとりませんので、練馬区役所のロビーでも、市民団体の協力を得て設置できたら、にぎわうのではないかと思います。

清掃リサイクル課長

今のリサイクルマーケットのお話なのですが、支援団体ということで、練馬区としてはリサイクルマーケットの支援を清掃リサイクル課で行ってございます。毎月、毎回の区報で開催曜日をお知らせしていて、練馬区のいろいろな地域で、毎週土日に行っているという状況がございまして。リサイクルマーケットという形でやらせていただいているという現状がありますので、1か所の団体が庁舎の中でということではなく、地域で活動している団体がその地域でやられているというのが練馬区の今の現状でございます。

会長

問5に入りたいと思います。

委員の方々は日常どのような3Rに取り組まれているかということで、いろいろな取り組みを皆さんはおやりになっているという状況です。リデュース関係が非常に多いですね。マイ・バッグ持参とか、子どもたちへの教育啓発とか、リメイクとか、いろいろなことをおやりになっています。

問6に入りたいと思います。

製造事業者・販売事業者にどのような要望がありますかというところです。

拡大生産者責任の原則をきちんとしてほしいというご意見が2、3あります。それから、自己処理の原則をきちんとしてほしいと、これも2名くらいの委員の方が主張されております。

この事業者責任というあたりはいかがでしょうか。

委員

生産者責任の考え方を、私はよくわかっていません。その辺をちょっと今日は教えていただきたいと思います。

会長

副会長がそちらの権威ですので、副会長にお願いします。

副会長

私の理解しているところでは、まず大きく言えば、全世界共通、特に先進国でも、公害問題も含めて、ごみ問題が大きな問題になってきています。やはりごみを減らさなくてはいけない、あるいはごみの処理の仕組みを考えなくてはいけないということで、これはOECD（経済協力開発機構）で、日本も含め先進国が加盟する国際機関です。そこで1980年代後半から90年代前半にかけて議論されて、それで出てきた考え方が拡大生産者責任という考え方です。

これは大きく言えば、今までは物をつくる企業はつくった製品に対しては責任を当然持つという、日本でも製造物責任法があります。そして、欠陥商品があると今は大々的に回収等を行っています。あれは製造物責任法に基づいて行われていると思います。製造したり販売したりするものを含めて、その製品に対して責任を持つというのは当たり前前で、そのためにいろいろな工夫をしているし、対策もしています。ただ、使用済みのものについては、これはもうごみで、そのごみの処理については、一切、製造者には責任がないという考え方です。ごみからは、先進国だけでなく、どこの国もほぼ共通ですけれども、自治体のごみ処理責任で、そこでごみとして処理してもらうシステムがそれまでありました。しかし、結局、それが大量生産、大量消費、大量廃棄を生んで、その廃棄したものについては製造者が一切責任を負わないということが、結局は勝手にいろいろなものがつくられてきたということになってしまい、問題になりました。ごみになった後についても、製造者や販売者には一定の責任を持たせるべきだというのが、この拡大生産者責任という考え方の基本です。

具体的にどういう仕組みにするかというのは、いろいろな仕組みがあるわけですが、OECDの結論は、統一した具体的な仕組みとしては何も決めてはいません。ただ、リサイクルを含めて、ごみ処理については、主にリサイクルが当面のターゲットになっていますけれども、例えば、ごみになったものを資源として回収し、それを再資源化することについては、少なくとも事業者には責任があり、この責任を事業者が持つようにすべきだということです。

ただ、ごみ処理責任は自治体にあるので、自治体と事業者との間の役割分担がどうなるのかというのが、具体的なリサイクルの制度設計では議論になります。国によっていろいろと仕組みが違いますけれども、例えば、日本の場合では容器包装リサイクル法が先鞭を切った一つの仕組みの法律です。このリサイクル法は、考え方として、拡大生産者責任は利用者に責務を負っています。日本で言えば、循環型社会形成推進基本法、いわゆる循環基本法がそのことをうたっています。この循環基本法では、生産者については責務があると、ある範囲で言っています。でも、具体的な義務はどこにも課してい

ません。それを受けた形で、具体的な仕組みづくりの中で、容器包装リサイクル法、いわゆる容リ法は循環基本法ができる前にできていますけれども、循環基本法ができた後の家電リサイクル法、その他いろいろなリサイクル法は、そういった形で今度は事業者にも、回収までも含めて、義務づけています。そして、容器包装リサイクル法に関しては、まだ回収については事業者には責務があることにとどまっています、実際に回収を義務づけられているのは、自治体にあるという仕組みになっているのです。

問題になっているのは、容器包装リサイクル法では、実はリサイクルで一番大変なところは回収なわけです。当然、ごみの中から資源を分別し、分けるわけですから、これは大変な手間がかかります。日本の場合でも、リサイクル費用の8割以上は回収に費用がかかっています。回収は自治体が行っているので、非効率にやっていると言われる部分もあります。現実にはそういう部分もあるとは思いますが。

回収に非常にお金がかかります。それを容器包装リサイクル法では税金で、つまりシステムとしては従前のごみ処理としてやるような形になっています。今、容器包装リサイクル法の次回改正の問題になっていますが、事業者にも責任を持たせるということは、使用済みの製品を資源としてもう一回回収して、その再資源化する費用を物づくりのコストの中に入れなくてはなりませんから、なるべく商品の単価を安くするためには、そのコストを縮減する工夫をしなければいけません。そうすることによって、リサイクルしやすい製品だとか、リサイクルそのものをしなくてもいいような形で、ごみが少なくなるような製品設計に、当然、システムとして動いていくだろうと思います。

最近、環境配慮設計という言葉が言われます。今、環境配慮設計というのは、その言葉自体はほぼ受け入れられています。実際にいろいろな形でこの考えをもとにした製品がどんどん出てきています。いわゆるエコ商品であるエコ家電製品はその典型です。物づくりの仕組みの中にリサイクルまで含めた仕組みを組み込もうということ。専門用語でいうと、経済の内部化といひまして、これまではリサイクルを含めたごみ処理費用はそういう物づくりの経済工程のサイクルの中に入れられず、外部費用として、つまり税金として入れられたけれども、それを内部に組み込むことによって、物づくりの段階からリサイクルしやすいもの、あるいはそういった費用のかからないような形にしようという考え方が拡大生産者責任です。

以上、私が理解している範囲のことです。

委員

よくわかりました。

会長

非常に詳しくお話しいただきました。要するに、自社がつくった製品は、ごみになっても一定の責任を持っていただきましょうと。そのことによって、リサイクルの責任を課されるということで、リサイクルしやすい製品を事業者がつくるというように、仕組みを変えていきたいと思います。

委員

その関連で、今、お話を聞いている中で、最近には聞かないですが、例えば、プラスチックを自然にかえすプラスチック化を進めるとかというようなお話はどうなっているのでしょうか。

会長

トウモロコシとかでつくった生分解性プラスチックですね。製品化されているものもありますけれども、例えば、ごみ出しの袋について、そういうものを導入したところがあって、私ももらったこともあったのです。何年かしてそれを見てもみたら、粉になっていました。ということで、なかなかそういう自然にかえらせるということで、一時的に使用してということだといひののですけれども、ちょっとストックしておくということになりますと、使おうというときに、粉になっていたということ

がありまして、一長一短というところかと思えます。

よろしいですね。

そうしましたら、最後のところの自由意見というところで、問7です。環境学習といいますが、そういうご意見、子どものころから環境教育が必要で、いろいろなごみの流れで、どういうふうにごみが処理されるのかとか、ごみが発生しないようなライフスタイルとか、そういうことを教育するということは非常に重要ではないかというようなご意見が一番多かったです。

イのところですか。これは実は私が、皆さんに知っていただくことが必要だろうということで、日ごろの考え方を述べさせていただいたことですので、ちょっとご説明いたします。要するに、ごみ減量戦略というものが、今、非常に重要になってきているのではないかという認識です。

そのほかの問のところでも、一部の方が有料化というご意見を出されていましたが、戸別収集と併用して家庭ごみを有料化した場合には、2割ぐらいの減量効果は十分に期待できます。そうなりますと、3Rということと言われることが多いのですが、実際のこの23区の清掃事業で、中間処理については二十三区清掃一部事務組合で行っているわけなのですが、ここへの分担金です。全体で400億円を超える分担金を23区は負担しているわけですが、練馬区の場合を見てみましたら、28億円ぐらいになっています。ごみ量は減っているのに、これは減っていないのです。練馬清掃工場の建て替えを今やっているわけですが、そんなことでなかなか減らないような状況があります。

この分担金なのですが、ごみ量に比例して支払うことになっていますので、もし搬入ごみ量が1割ぐらい減るということになりましたら、28億円の1割ですから、2億8,000万円ぐらい節減できます。それから、もし15%ぐらい減らせるとなれば、4億2,000万円ぐらいの節減が可能になります。こういう経費節減効果はかなり大きいという状況であることは間違いありません。ただ、他の区も全部ごみを減らせば、分担比率は変わらないということになるわけですが、そのような状況ではあるということです。

23区全体が2割減らすということにしなければ、清掃工場はもう建て替えではなくて、順次廃止する。更地にして公園にするというのもしれませんが、今、実はリサイクル施設が非常に確保が難しいような状況がありますので、リサイクル施設に切り替えていくというようなことも非常に現実的な対応であるということが言えると思うのです。そんな形で、清掃工場が21か所、果たしているのかどうかですね。これは戦略的に考えていくということは非常に重要だろうと思えます。一部事務組合というような形で、なかなか戦略が見えてこないし、区民の意向が十分に反映されているかというところも、ちょっと首をかしげたいところも実はあります。

というのは、私はあちこち調査をしていますので、例えば、札幌市の場合ですと、有料化して、可燃ごみが33%減っているのです。そして、4工場態勢でごみを処理して、1工場をそのままでしたら更新しなければいけないところを、これを廃止することができました。建て替えると、大きな清掃工場ですので、370億円かかり、運転費が10億円ぐらいかかるという膨大な経費がかかることを、節減が可能になっています。京都市でも、大きな清掃工場で、ごみが20数%減っておりまして、やはりこの1月に休止して、廃止するという、これも400億円、運転費が10億円というものを節減できました。近くでは、八王子市がごみを3割近く減らしています。27、8%減らしているのです。4工場態勢の中の1工場が、現在、停止しています。もうすぐ対応年数切れになる工場もあり、その建て替えを停止中の工場の敷地で行うと、そのままリサイクル施設へという形で廃止できます。ここでも建て替え費用120億円の耐用年数にわたる運転費、これを加えますと、200億円の節減ができるという試算をしています。

23区もごみが減っている状況で、もう一段、ごみを2割ぐらい減らすことができれば、建て替えがこの後も続いているわけですが、これが不要になるのではないかと。建て替え期がきたものを次々にということではなくて、地域的なバランスもとりながら、どの工場を廃止するのかという話になると思うのですが、もう現実にはそういう時期に来ているということは強調しておきたいと思っております。

委員

確かに、家庭ごみの有料化、これはいずれは避けて通れないことは十二分に了解しております。認識しております。

しかし、東京都という中で、独立した市は別として、地方自治法上の特別区という立場を考えると、練馬区だけが突っ走ることは大反対です。23区が足並みをそろえたときに初めて実現することであって、現在は、将来に向かって研究することはやぶさかではありませんけれども、先駆けて実施ということについては大反対です。71万区民の理解は得られません。

会長

有料化につきましては、全ての区民が賛成ということは、これはもうあり得ないわけですし、これは区だけではなくて、いろいろな市についても、なかなか合意形成は大変です。理解を深めていただくという、その手順はやはりとっていくということが重要ではないかと思えます。

多摩地域を見ますと、26市がありますけれども、現状、20の市が有料化してしまっていて、それから、11月に立川市も有料化しますので21市になり、その後も有料化したいというところで、実は全ての市が恐らく数年以内に有料化するということになります。それから、千葉県です。千葉県も隣県ですけども、千葉市が来年早々に有料化します。2月に予定していますが、もう条例を改正しています。神奈川県では、藤沢市と大和市の2市が有料化してしまっていますが、鎌倉市、逗子市が有料化の準備をしています。そんなような状況で、東京都も23区も遅かれ早かれだろうと思えます。

そういうことも踏まえて、先ほど、戸別収集というのが出てきましたけれども、有料化するには条件があると思うのです。やはり容器包装プラスチックをリサイクルしているということが一つの大きな前提だろうと思うのです。そういう意味では、この23区の中で、容器包装プラスチックをまだ分別収集リサイクルしていない区があるという状況です。何区かありますので、まずはそのこの足の並みをそろえるというのが一つの前提です。

それから、戸別収集に切り替える、これも同時に行わなければならないということだろうと思えますので、できれば、モデル収集を一部区域で、協力していただけたところでやって、知見を積んでおくというようなことも必要ではないかと考えます。

副会長

今の会長の、多摩地域の市と23区の違い、といっても有料化は多摩の市は確かにもうほとんどしている状態です。同じ東京都でありながら、多摩と23区と、何でこの差が出てきてしまったのか。多摩の方がごみの減量化に対する取り組みは、23区に比べれば、かなり進んでいます。それも事実です。環境省が毎年データで出す、ごみ減量化に取り組んで、実績を上げたベスト10を市町村別に発表していますが、多摩地域の市は入っています。その違いは、やはり埋立処分場の問題が私は一番大きいと思えます。

現に多摩の場合は既に埋立処分場が、多摩は組合が二つに分かれていて、大半はあの大きな処分場でやって、それが今もうほぼいっぱいになって、多摩の場合は埋め立てゼロを今目指しているわけです。埋立処分場がないということで、今、エコセメント化が可能になったので、何とかそちらでやって、ほぼ焼却灰も埋め立てをしなくて済むようになっていきます。それがなかったら、とうに多摩の埋立処分場がゼロになって、破綻していたと思えます。

それに比べて、東京都は、今日の学校用に配られた資料の一番最後、14ページに埋立処分場の図があって、ご覧のとおり、赤く斜線を塗った部分の下半分以上は今つくっている処分場で、当初、私が都庁に清掃の仕事をしていたときでしたけれども、当時は14、5年はもつという発表を、対外的にはっきり何年とは言っていませんでしたが、おおむね、14、5年は少なくとももつような大きな処分場です。しかし、それ以降はないので、埋立処分場は一応確保できたけれども、ごみを減らす必要があるということを盛んに東京都は言っていました。

しかし、今、最近の都の発表で、23区は50年ぐらいいは大丈夫だと言われています。今のようなごみの減量が続けば、多分もっともつのではないかと思います。そういう意味では、23区は埋立処分場に関しては差し当たって心配ない。先々のことを考えたら減らさなくてはいけないけれども、当面の目先のことではないので、火がついていない。これが23区と東京都のごみ問題に対する姿勢の一番の違いが、ここに出てきているのではないかと思います。つまり、行政の姿勢の違いというのではなくて、多摩の市民と23区民の意識の違いです。区民は、ごみ問題は毎日片付いているし、そんな問題は持っていないというようなところが結構強いのではないかと思います。

今日の問題に関して言えば、区民に対する、ごみ問題に対する啓発という言葉は余り好きではないのですが、ごみ問題の真の問題点をもっときちっと伝えて、ごみを減らす必要があることをいろいろな形で伝える必要があると思います。現に減らさなくてはならないということで、有料化も当然、検討課題としては出てきます。

この図を見ていたら、この赤い斜線の斜め上のところに、口では説明しにくいのですが、今のゴルフ場になっている15号埋立地というところなのですが、ここが大体昭和48年ぐらいいまで埋め立てていたところなのです。この埋立地が、当時、平成になる直前、昭和60年ぐらいいには、ここはあと7、8年でいっぱいになってしまうと言われていました。その後は埋立処分場がなくなるという大ピンチに東京都は立たされて、東京都は平成元年に「東京スリム宣言」ということで、ごみ減量の大々キャンペーンを始めたのです。その結果、23区部は平成元年以降、平成2年ぐらいいから徐々に、平均年率で1、2%ずつごみが減ってきたのです。全国平均では平成になってからもずっと増え続けて、全国の数字では平成12年度がピークで、国も平成元年あたりからごみを減らすということを少し意識し始めて、いろいろな取り組みを始めましたが、全国レベルでごみの減量が降下を始めたのは平成12年以降です。しかし、東京都は平成元年から、つまり1989年からスタートしていますから、そういう意味では、東京都の減量は早かったのです。それは23区部の埋立地がなくなるということがあったからです。しかし、その後、埋立処分場を内側につくって、内側はもう今いっぱい、外側もいっぱい、さらに新海面という新しい赤いところができているということです。

将来、ごみ処理技術はいろいろ変わってくるでしょうけれども、基本的に埋立処分場を最終的に持っていないとごみの処理は完結しませんから、埋立処分場の有無は非常に大きな問題です。そういう視点からリサイクルということも考えていかななくてはならない。リサイクルというのはごみを減らすことだけでは必ずしもないのです。ごみをリサイクル、再資源化をもう一回するということは、ごみとして一旦排出されるので、ごみとして排出される量は変わらないのですから、ごみそのものを出さないようにしていくことが必要で、リデュースが必要だということです。そういう視点でこれからのキャンペーンはしていかななくてはならないし、こういったいろいろな取り組みも、そういうことを抜きには考えられないと思うのです。それが必要なのだらうと思います。

委員

そういう意味で、高齢者や障害者に対する戸別収集、これは次のステップとして考えられることではありますよね。

清掃リサイクル課長

高齢者の方々への戸別収集ということですが、もう既に区では清掃事務所を通じて行っております。先ほど、委員からもございましたけれども、元気でいらっしゃるのかどうかの安否確認も含めたような形で、また、災害対応ということも含めた視点でやらせていただいていますので、その部分については、有料化とは切り離してやっているという現状がございます。

委員

清掃工場の問題に関しては、練馬区だけではなくて、東京清掃一部事務組合として、23区全体として、清掃工場の数とか許容量とか、そういうものを計算して設置していくべきかと思っております。

大事なことは、平常時のことだけを考えるのではなくて、本当に災害が起きたときに、どんどん瓦れきを燃やしていかなくてはいけない時に、マックスの時に今の清掃工場の数で足りるのか足りないのとか、そういうリスクマネジメントもしながら、清掃工場の管理をしていくということがやはり大事なのかと思います。

先般、一部事務組合の副管理者の方にお会いした時に、今、練馬清掃工場は建て替えなのですが、その時に、災害対策としての清掃工場として、例えば、区民が一時避難できるような場所を設けるとか、水や食料をストックしておく場所をつくるとか、そういうことも踏まえて、清掃工場を建設すると、工事中の地域住民との融和も図れるし、そういうことも含めて、清掃工場をつくるというのが一つの方法ですねという話をさせていただきました。清掃工場の数というのはやはり慎重に考えていかないと、何か起きた時に足りないということになってはいけませんので。

先般、去年もおととしも石巻市に瓦れき処理に参りましたけれども、やはり処理施設が全然足りなくて、本当に瓦れきの山がいっぱいあるわけです。日にちがたてばたつほど不衛生で、これは燃やしてしまえば本当にいいのだけれども、燃やす施設もないし、たまたま日立が急いで石巻の海べりにつくって、対応していました。そのような時に清掃工場があれば、燃やせるものはすぐ燃やして処理できるということですので、そういう危機管理と一緒に考えていくということが大事なかなというふうに感じております。

委員

二点ございまして、一つは、先ほど、会長からお話ございましたように、各都市の、ごみ減量に対する有料化に対しての成功例のお話ございましたけれども、その際、例えば、札幌市とか京都市とか、いろいろな都市で、住民の合意形成というものがどういう形で成功されたのか。

もう一つは、戸別収集の問題に関しまして、社会というのはどうしても多様性、個々人の問題がありまして、いろいろと踏み込めない部分、また、隣にいても何をしているのかわからない部分が結構ございます。そういった中で、それぞれのごみに関して、責任を持つ、変なごみが入っていない、爆発物が入っていないような、誰が問われても「自分のごみではない」ことがわかることも非常に大事なことではないかと思えます。

というのは、人に対して「おかしいではないか」ということがなかなか言えない時代です。トラブルを起こしたくないという問題もございまして、住環境等の安全安心というものを踏まえた中での対策が必要かなと思われまますので、全体の中での検討を進めることも一案ではないかと思えます。

会長

先ほど挙げた3市の事例というのは、清掃工場を廃止するということですので、ある意味では住民の方も大喜びということで、むしろ逆にこれから建て替えをするとか、新たにできると、これがものすごく大変です。建て替えは、どこの市も大変です。例えば、ダイオキシン対策などで改修する時でも、やはり反対もありまして、自治体によっては、建てる時とか改修の時に、住民の反対で、耐用年数が過ぎたら、建て替えは他の場所でやりますというような協定を結んでいるところも結構あります。そうなる、立ち退くしかないわけです。新たにできるとしたら、どこにつくるのだということで、小金井市でも問題があったわけです。なかなか難しいです。

最近多いのは、容量をできるだけ縮小するという形で、出入りする車も減らす。それにはやはりごみを減らさなくてははいけません。ごみをこれだけ減らして、施設規模をこれだけ落とします、環境に配慮した設計にしますという形で、地元の方々に還元できるようないろいろな施設もつくって、何とか建て替えができるというところが多いです。

実は来週、鎌倉市で講演を頼まれているのですが、鎌倉市は有料化することです。鎌倉市の場合は、2工場やっているのですが、1工場が地元との協定で、もう来年度いっぱいまでしか稼働できません。それを廃止して、1工場だけになります。その1工場の施設規模がちょうど3万トンなのです。今、3万8,000トンあって、8,000トンをどういうふうに減らすかということで、有料化、

戸別収集を中心にするしかないということで、せっぱ詰まっています。そんな自治体があちこちにありま

ります。
そういうところと比べると、23区は非常にまだ余裕があり、他の地域とちょっと違い、うらやましが

られているというような状況です。全国的にもこういうところは余りないです。
一方で、コストが高どまりしていると、各区の分担金も全然減っていないというような状況なので

す。やはりごみを減量することで、コストを減らしていくという必要性が高いのではないかなと思います。
区民同士の排出のマナーについては、時間の関係もありますので、省略させていただくことにしま

す。
一応、この3Rの取り組みについてのアンケートにつきましては、ここまでとさせていただきますし

て、次回の開催日につきまして、事務局からお願いいたします。

清掃リサイクル課長

事務局でございます。
次回でございますが、10月28日の月曜日、午前10時から、第7回循環型社会推進会議を開催させて

いただければと考えてございます。

会長
それでは、ご予定にお入れいただきたいと思います。

清掃リサイクル課長

会場でございますが、庁議室ということで、こちらと同じ会場になりますので、どうぞよろしくお

願いいたします。
開催通知につきましては、後日、事務局からご案内をさせていただきます。

会長

それでは、これをもちまして、第6回循環型社会推進会議を終了させていただきます。ご協力あり

がとうございました。